平成25年松前町議会
第3回定例会
9月4日～9日

平成25年松前町議会第３回定例会は、９月４日から９日まで開催されました。

今回の議会は行政報告のほか、平成25年度松前町一般会計補正予算（第７回）など11件の議案が提出され、修正可決された松前町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを除き、原案どおり可決されました。

平成24年度各会計の決算認定６件は、決算審査特別委員会に審査付託され委員長報告のとおり、病院事業会計決算については不認定となり、他５件の会計決算は認定されました。

また、平成24年度一般会計等の健全化判断比率、水道事業会計及び病院事業会計の資金不足比率について３件の報告がありました。

第３回定例会に提出された議案

件　　名	議決結果	議決月日
平成25年度松前町一般会計補正予算（第7回）	原案可決	９月４日
平成25年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）	原案可決	９月４日
平成25年度松前町介護保険特別会計補正予算（第1回）	原案可決	９月４日
平成25年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）	原案可決	９月４日
平成25年度松前町水道事業会計補正予算（第3回）	原案可決	９月４日
松前町表彰条例による表彰について	原案可決	９月４日
町長等の給料額及び旅費額並びにその支給条例等の一部を改正する条例制定について	原案可決	９月４日
北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について	原案可決	９月４日
（追加提案）教育委員会委員の任命について	同　　意	９月９日
（追加提案）平成25年度松前町一般会計補正予算（第8回）	原案可決	９月９日
（追加提案）松前町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について	修正可決	９月９日

決算審査特別委員会付託（９月４日）

件　　名	議決結果	議決月日
平成24年度松前町一般会計歳入歳出決算認定について	認　　定	９月９日
平成24年度松前町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	認　　定	９月９日
平成24年度松前町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	認　　定	９月９日
平成24年度松前町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	認　　定	９月９日
平成24年度松前町水道事業会計決算認定について	認　　定	９月９日
平成24年度松前町病院事業会計決算認定について	不 認 定	９月９日

第３回定例会で報告された議案

件　　名	報告月日
平成24年度松前町一般会計等の健全化判断比率について	９月４日
平成24年度松前町水道事業会計の資金不足比率について	９月４日
平成24年度松前町病院事業会計の資金不足比率について	９月４日

行政報告

定住自立圏構想に係わる協定の締結について

定住自立圏構想については、平成20年から国が、今後急速に進行する人口減少を見据え、地方圏において安心して暮らせる地域を形成し、都市圏への人口流失を食い止めるとともに、各圏域が集約とネットワークの考え方に基づき、役割分担をしながら生活機能を整備し、圏域全体を活性化することを目的として推進している施策です。

定住自立圏は、人口規模などの一定の要件を満たす中心市と周辺市町によって形成されるものであり、その形成については、中心市が圏域の生活機能確保に関して中心的な役割を担う意思を表明する「中心市宣言」を行います。

次に、それぞれの自治体での議決を経た上で、１対１の連携協定の締結を行い、その後、具体的な取組みを登載した「定住自立圏共生ビジョン」を策定することとなっています。

このビジョンの取組みに対しては、国が一定の財政措置（中心市４千万円・周辺市町村１千万円が特別交付税措置）を講じる仕組みとなっています。

平成20年度に定住自立圏推進要綱が施行され、渡島檜山管内では、中心市となる函館市が全国の先行自治体の事例調査をはじめ、道南の各市町との意見交換など、調査研究を行い、昨年11月に「南北海道市町村連絡協議会」において、地域として取り組む課題について定住自立圏の形成を見据えた協議が行われています。

函館市は、９月定例会において「中心市宣言」を予定しており、当町としても、函館市を中心市とする定住自立圏構想に向けた取組みを推進するため、12月定例会において「定住自立圏形

成協定の議決に関する条例」制定を行い、中心市の函館市と具体的な連携項目について、今後協定の締結を考えていますので報告します。

平成25年度 補正予算

一般会計（第7回）

予算総額 52億4千8百16万8千円に

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3千百42万9千円を追加し、予算総額を**52億4千8百16万8千円**としました。

補正の主な内容は、フランス国ブザンソン市訪問事業、水道事業会計に対する補助金、道路除排雪委託料、雨竜橋改良工事請負費、松城小学校給排水暖房設備等改修工事請負費及び8月9日に発生した大雨被害に係る各種修繕料などです。

一般会計（第8回）

予算総額 52億5千百33万5千円に

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3百16万7千円を追加し、予算総額を**52億5千百33万5千円**としました。

補正の主な内容は、8月23日に発生した大雨被害に係る町道大沢ヒツの下線及び櫃の下川の修繕料などです。

国民健康保険特別会計（第2回）

予算総額 15億4千2百95万2千円に

既定の事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5百95万2千円を追加し予算総額を**15億4千2百95万2千円**としました。

補正の主な内容は、国庫支出金等精算に伴う償還金などです。

介護保険特別会計（第1回）

保険事業勘定の予算総額 9億3千9百62万3千円に

既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2千3百9万8千円を追加し、予算総額を**9億3千9百62万3千円**としました。

補正の主な内容は、介護給付費準備基金積立金及び一般会計繰出金などです。

また、既定のサービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ73万5千円を追加し、予算総額を**1千5百69万2千円**としました。

補正の主な内容は、一般会計繰出金です。

後期高齢者医療特別会計（第1回）

予算総額 1億52万4千円に

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75万7千円を追加し、予算総額を**1億52万4千円**としました。

補正の主な内容は、北海道後期高齢者医療広域連合納付金及び一般会計繰出金です。

水道事業会計（第3回）

予算総額 3億3千86万2千円に

収益的支出勘定の支出で営業外費用を百11万4千円減額し、1億8千2百65万7千円に、資本的収支勘定の支出で建設改良費を2千3百39万円増額し、1億4千8百20万5千円とし、予算総額を**3億3千86万2千円**としました。

補正の主な内容は、雨竜橋配水管布設替工事費などです。

教育委員会委員の任命について

教育委員会委員の濱田嘉彦氏（江良）が平成25年10月5日をもって任期満了となるため、新たに**濵村明美**氏（札前）を任命したい旨、議会に同意を求め、採決の結果、同意されました。

平成25年度松前町表彰条例による表彰について

各分野にわたり町政振興に寄与されてきた6名を表彰することに決まりました。

表彰式は11月1日に町民総合センターで行われます。

功労表彰（個人）

▼齊藤　勝　氏（福山）
永年にわたり町議会議員として地方自治の振興発展に尽力されました。

▼油野　篤　氏（江良）
永年にわたり町議会議員として地方自治の振興発展に尽力されました。

▼中里　観正　氏（豊岡）
永年にわたり町選挙管理委員会委員として地方自治の振興発展に尽力されました。

▼吉田カツヨ　氏（原口）
永年にわたり統計調査員として地方自治の振興発展に尽力されました。

▼松尾　佳清　氏（唐津）
永年にわたり町内会長として地方自治の振興発展に尽力されました。

▼川内谷弘美　氏（白神）
永年、小中学生を対象に俳句の指導を行い、文化の振興に尽力されました。

条例の制定・改正など

町長等の給料額及び旅費額並びにその支給条例等の一部を改正する条例

外国旅行の旅費について規定を整備し、内容の明文化を図るため、条例の一部を改正しました。

北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更

住民基本台帳法の一部改正等に伴い、北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について協議があったので、議会の議決を求めました。

松前町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

病院事業の維持、安定的な経営と町民に質の高い医療を提供するため、非常勤嘱託員の採用について条例の一部改正案を提出しましたが、国家資格等を有する技術職に、職種を限定する修正動議が提出され、修正可決のうえ条例の一部を改正しました。

平成24年度健全化判断比率及び資金不足比率をお知らせします

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、地方公共団体は健全化判断比率を、公営企業を経営する地方公共団体は資金不足比率をそれぞれ算定し、公表することになっています。

健全化判断比率、資金不足比率ともに一定の基準を超えると、比率の段階に応じて「財政健全化計画」「財政再生計画」「経営健全化計画」を策定することになり、このことは町民の皆さんの生活に影響を与えることになります。

なお、平成24年度の健全化判断比率及び資金不足比率は次のとおりであり、いずれもこれらの基準を下回っています。

【健全化判断比率】

区　　分	松前町	早期健全化基準①	財政再生基準②	説　　明
実質赤字比率	—	15.00%	20.00%	一般会計収支の赤字比率を判断します。
連結実質赤字比率	—	20.00%	30.00%	一般会計、特別会計など全会計を含めた収支の赤字比率を判断します。
実質公債費比率	11.0%	25.0%	35.0%	一般会計の実質的な公債費に係る比率を判断します。（借金の支払い度合）
将来負担比率	60.5%	350.0%		一般会計の実質的な公債残高等を比率にして判断します。（将来支払う負担の度合）

※ 実質赤字比率及び連結赤字比率は、実質赤字がないため「—」と表示しています。

【資金不足比率】

区　　分	松前町		経営健全化基準③	説　　明
	水道事業会計	病院事業会計		
資金不足比率	—	—	20.00%	公営企業会計の経営に資する資金不足の比率を判断します。

※ 水道事業会計及び病院事業会計は、資金不足がないため「—」と表示しています。

① **早期健全化団体**に該当すると、「財政健全化計画」を策定し、自主的な改善努力による財政健全化を行うことになります。

② **財政再生団体**に該当すると、地方債の発行が制限されるほか「財政再生計画」を策定し、国等の関与による確実な再生を行うことになります。

③ **資金不足比率の経営健全化基準**は、健全化判断比率の早期健全化基準に相当します。

お問い合わせ先　役場　政策財政課　☎42－2275（内線216）